

長浜市社会福祉協議会ふれあいサロン支援事業実施要綱

(目的)

第1条 地域において高齢者・しょうがい者・子育て中の親子などすべての地域住民を対象に、ともに交流しあえるふれあいサロンの支援を行う。

(ふれあいサロンの定義)

第2条 「ふれあいサロン」は、地域住民相互のたすけあい・支えあいの輪を広めることを目的とした交流・居場所づくりに取り組む活動をいう。世代間交流等により地域住民の福祉に対する理解や関心を深め、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指す。

(対象)

第3条 市内の自治会程度の小地域で、ふれあいサロンを開催する団体（ボランティア・自治会・福祉委員会等）

(支援内容)

第4条 ふれあいサロンの立ち上げや、運営に係る助成金を交付し、ふれあいサロンの開催に対し、必要な情報の提供及び助言等を行う。

(助成額)

第5条 助成額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の申請方法については、次のとおりとする。

(1) 申請受付期間

ア 助成1年目の団体については、4月1日から11月30日までとする。

イ 助成2年目以降の団体については、5月31日までとする。

(2) 提出書類

ア 事業計画書（様式第1号）

イ 予算書（様式第2号）

ウ 請求書（様式第3号）

(助成金の交付)

第7条 前条の規定による書類を受理したとき、その内容を審査のうえ適当と認められた場合は助成金を交付する。助成金の交付は前金払いとする。

(実績報告)

第8条 助成金交付を受けた団体の実績報告は次のとおりとする。

(1) 報告期間は、3月末日で締め、翌月4月末日までに提出する。

(2) 提出書類については別表2に定めるとおりとする。

(3) 助成4年目以降の活動団体の報告は、ふれあいサロン活動実施状況表にて報告する。

(余剰金の取扱)

第9条 精算額が助成金を下回った場合は、速やかに返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

ただし、実績報告関係様式(様式第4号、様式第5号、様式第5-1号、様式第5-2号)については23年度実績より適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

助成額	助 成 期 間	回 数
30,000円	初年度1年目(立ち上げ)	実施予定回数5回以上 (助成対象期間4月~翌年3月)
30,000円	2年目 3年目	実施予定回数10回程度 (助成対象期間4月~翌年3月)
10,000円	4年目以降	実施予定回数10回程度 (助成対象期間4月~翌年3月)

別表2 (第8条関係)

サロン年数	助 成 額	報 告 書 類
1年目 2年目 3年目	30,000円	ア 事業報告書(様式第4号) イ 事業決算書(様式第5号) ウ 領収書の写し
4年目以降	10,000円	ア ふれあいサロン活動実施状況表 (様式第6号)